

外国人が暮らしやすいまちづくりの推進にかかるヒアリングについて

(詳細版)

平成30年度

仙 台 市

はじめに

仙台市で暮らす外国人住民は、東日本大震災後に一時的に減少したものの、その後増加傾向が続き、平成 29 年 4 月末には 11,972 名と過去最高を記録しました。

国籍別に見ると、中国、韓国に続き、ベトナム、ネパール国籍の方が第 3 位と第 4 位を占めるようになるなど、近年構成に変化が生じてきています。また、在留資格としては、従来と同じく「留学」が最多ですが、近年では大学だけでなく、日本語学校や専門学校に在籍する留学生も増えています。

少子高齢化で労働力が不足する中、外国人住民の労働力が地域に不可欠なものとなるなど、外国人は地域の大切な一員になっています。一方で、言葉や生活習慣の異なる外国人住民が増えることで、母国とは異なるごみ出しのルール、自転車の走行ルールや駐輪ルールの理解等が不十分であることに起因し、地域住民からの相談も寄せられています。

仙台市では、近年の外国人住民を取り巻く状況の変化に着目し、外国人が暮らしやすいまちづくりを目指して、外国人住民に関するヒアリングを行うことにしました。今回、近年の傾向を踏まえて、外国人住民と、それを取り巻く関係機関の日本人の方々からヒアリングを行い、それぞれの経験の語りから外国人住民の現状の把握を目指しました。この結果を活かして、外国人が地域社会の一員として、共に安心して生活していくことが出来るまちづくりを進めてまいります。

最後になりますが、今回ご協力いただきました関係機関、団体の皆様、そして何よりお忙しい中ヒアリングにご協力いただきました皆様に、心より感謝申し上げます。

目次

1. ヒアリングの概要について	1
(1) ヒアリングの目的と背景	1
(2) 実施体制	1
(3) ヒアリング対象者の選定	1
(4) ヒアリングの内容	1
(5) ヒアリングの実施時期	1
(6) ヒアリングの方法	2
(7) その他	2
2. 仙台市における外国人住民の統計的推移	4
(1) 外国人住民数の推移	4
(2) 国籍別、在留資格別、年齢別に見る外国人住民の特徴	4
(3) 留学生数の推移と特徴	7
(4) 日本語学校・専門学校における留学生数の推移と特徴	9
3. 外国人住民の就労の状況	10
(1) 労働局	10
(2) 雇用企業	11
(3) まとめ	13
4. 子育て・教育をめぐる状況	14
(1) 保育所における外国人の子ども	14
(2) 小中学校における外国人児童生徒	15
(3) 日本語学校・専門学校への留学生	17
(4) 大学・大学院への留学生	18
(5) まとめ	19
5. 日常生活をめぐる状況	21
(1) 宿舍の保証人の確保等	21
(2) 医療機関の受診や怪我・病気への対応	21
(3) 日常生活のルール・マナー	22
(4) 情報の取得	22
(5) 日本人との心の壁	22
(6) 市民団体による支援活動	23
(7) まとめ	23
6. 諸課題の解決に向けて	25
(1) 現状と課題	25
(2) 住民や行政機関に期待されること	25

1. ヒアリングの概要について

(1) ヒアリングの目的と背景

本ヒアリングは、仙台市に在住する外国人住民の生活実態や生活上の課題を把握し、その結果を市の様々な施策に活かしていくことを目的とする。

仙台市では、平成 21 年度に「多文化共生の推進に関する基礎調査」を実施し、それから 8 年が経過した。この間、平成 23 年の東日本大震災をはじめとした様々な社会的な動きを背景に、外国人住民の数や構成は大きく変化してきた。このような中で、外国人住民が暮らしやすいまちづくりを推進するためには、本市の外国人住民の暮らしや状況にどのような変化があり、また、外国人住民が行政や社会に対して何を感じ、何を考えているのかということ把握する必要がある。こうした問題意識を背景として、今回のヒアリングを実施することとした。

(2) 実施体制

ヒアリングの実施にあたっては、仙台市より公益財団法人仙台観光国際協会に業務委託し、ヒアリング内容の設計及び分析について、東北大学大学院教育学研究科成人教育研究室が協力した。

(3) ヒアリング対象者の選定

今回、外国人住民 58 人と関係機関及び日本人住民 50 人の計 108 人を対象に、合わせて 55 回のヒアリングを行った。外国人住民のヒアリング対象者は、現在の仙台市における外国人住民の構成や特徴を反映するよう、在留資格、日本滞在期間、国籍などを考慮して選定した。また、関係機関及び日本人住民について、外国人住民の受入れに関係する行政機関、教育機関、企業・事業所、外国人住民を支援する市民団体、町内会を対象にヒアリングを実施した。対象者の内訳は、表 1 (p.3) のとおりである。

(4) ヒアリングの内容

今回のヒアリングは、まず、統計資料により、平成21年度の調査以降の外国人住民の数と構成の変化について確認した。そのうえで、外国人住民の地域生活に対する意識や諸課題を明らかにすることを目的として実施した。ヒアリング項目は、外国人住民の暮らし全般における課題を明らかにすることを目指し、下記のとおり構成した。

- ① 就労（雇用の状況、採用の経路、就労内容、就労における困難）
- ② 子育て・教育（保育所、小中学校、日本語学校・専門学校、大学・大学院）
- ③ 日常生活（住居の確保、怪我・病気への対応、生活ルール・マナー、情報の取得、日本人との心の壁、市民団体による支援等）

(5) ヒアリングの実施時期

ヒアリングは、平成 29 年 12 月～平成 30 年 2 月に実施した。まず、外国人住民の受入れ

に関連する機関へのヒアリングを先行し、その結果をふまえて個人の外国人住民へのヒアリングを行った。

(6) ヒアリングの方法

ヒアリングにおいては、前述の項目に合わせてあらかじめ内容を決めて質問を行うと同時に対象者の話の流れに沿い、より詳細な聞き取りを行った。ヒアリングは、1回あたり1時間程度とした。

分析にあたっては定性分析ソフト MAXQDA を利用し、ヒアリングデータに基づき外国人住民に共通する経験や生活実態の状況・傾向について記述した。

なお、次章以降の分析は今回実施したヒアリングに基づき記述したものであり、本市の外国人住民並びに関係機関及び日本人住民の意見を網羅するものではないことを断っておく。

(7) その他

本文においては、インタビュー協力者について、個人、団体、企業名等が特定されないように匿名としている。また、その人の属性も国籍、在留資格等の一部のみを記載するようにしている。

なお、本文中でインタビュー内容を引用するときには、原則としてヒアリングのテープ起こしのデータを使用した。

表1 ヒアリング対象者一覧

(1) 関係機関及び日本人住民

No.	属性	人数
1	日本語学校	2
2	日本語学校	1
3	日本語学校・専門学校	2
4	専門学校	2
5	事業者(外国人雇用)	1
6	事業者(外国人雇用)	2
7	事業者(外国人雇用)	2
8	事業者(外国人雇用)	1
9	事業者	2
10	行政機関	2
11	行政機関	5
12	行政機関	9
13	保育所	1
14	保育所	1
15	小学校	1
16	小学校	1
17	支援団体	4
18	支援団体	3
19	支援団体	3
20	町内会	5
	計	50

(2) 外国人住民

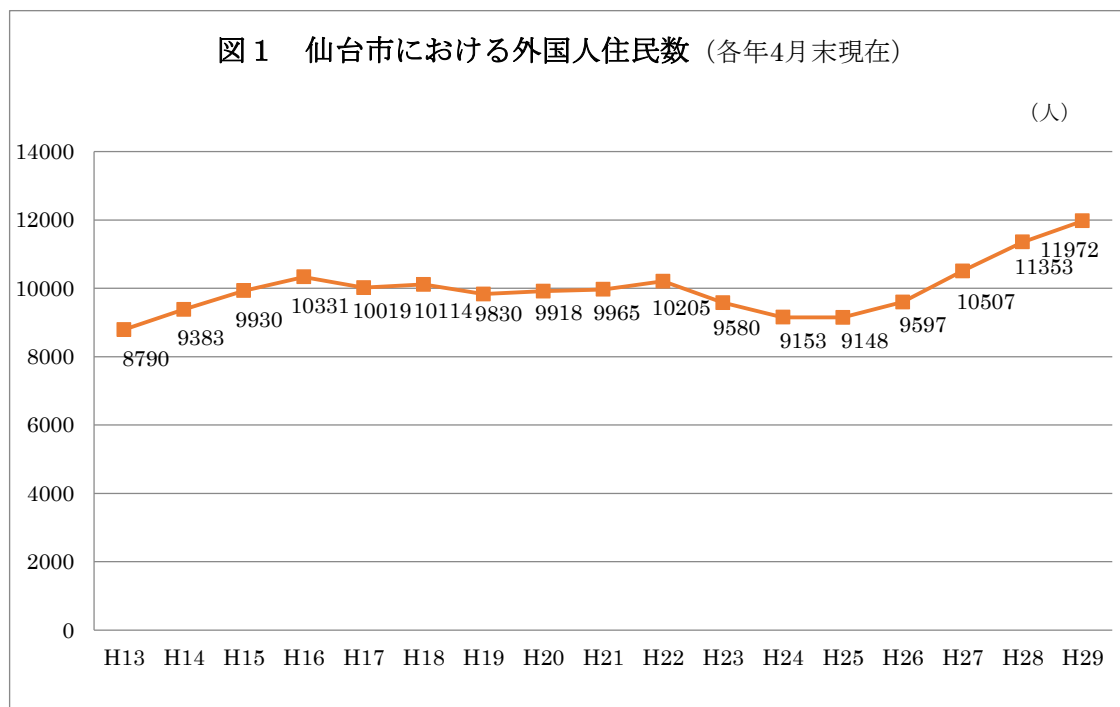
No.	属性	人数
1	教授、語学教師	2
2	大学院留学生	1
3	大学院留学生	1
4	大学院留学生	1
5	大学院留学生	1
6	大学院留学生	1
7	大学院留学生	1
8	大学院留学生	1
9	大学院留学生	1
10	大学院留学生	1
11	大学院留学生	2
12	日本語学校留学生	6
13	日本語学校留学生	11
14	日本語学校留学生	1
15	専門学校留学生	1
16	専門学校留学生	1
17	専門学校留学生	1
18	教員	2
19	永住者、技能実習生	2
20	技能実習生	4
21	中国帰国者家族	1
22	経営者	1
23	経営者	1
24	経営者	1
25	永住者(飲食店経営)	1
26	永住者(飲食店経営)	1
27	外国人児童の保護者	1
28	外国人児童の保護者	1
29	外国人児童の保護者	1
30	永住者(国際結婚)	1
31	永住者(国際結婚)	1
32	永住者(国際結婚)	1
33	日本人の配偶者	1
34	日本人の配偶者	2
35	日本人の配偶者	1
	計	58

2. 仙台市における外国人住民の統計的推移

(1) 外国人住民数の推移

法務省の統計によれば、日本における外国人総数は平成 29 年 6 月末現在で 2,471,458 人であり、東日本大震災の翌年に多少の減少が見られたものの、その後は継続的な増加傾向を見せている。震災後の外国人住民数は毎年増加しており、平成 24 年から平成 29 年までの 5 年間で 437,802 人増加している。宮城県における外国人住民数は平成 29 年 6 月末現在で 19,417 人であり、全国 47 都道府県のうち 21 番目である。仙台市の平成 29 年 4 月末の外国人住民数が 11,972 人であることから、統計の時点は多少異なるが、仙台市は宮城県全体の約 62%を占めていることが分かる。

図 1 は、平成 13 年から平成 29 年までの仙台市の外国人住民数の推移を示したものである。仙台市における外国人住民数は、平成 16 年から平成 22 年までほぼ横ばいで推移した後、東日本大震災があった平成 23 年から平成 25 年まで一時落ち込んだが、平成 26 年以降に再び増加に転じた。平成 29 年 4 月末現在では 11,972 人と過去最高となっており、総人口 1,058,070 人（平成 29 年 5 月 1 日現在）に占める割合は約 1.13%である。



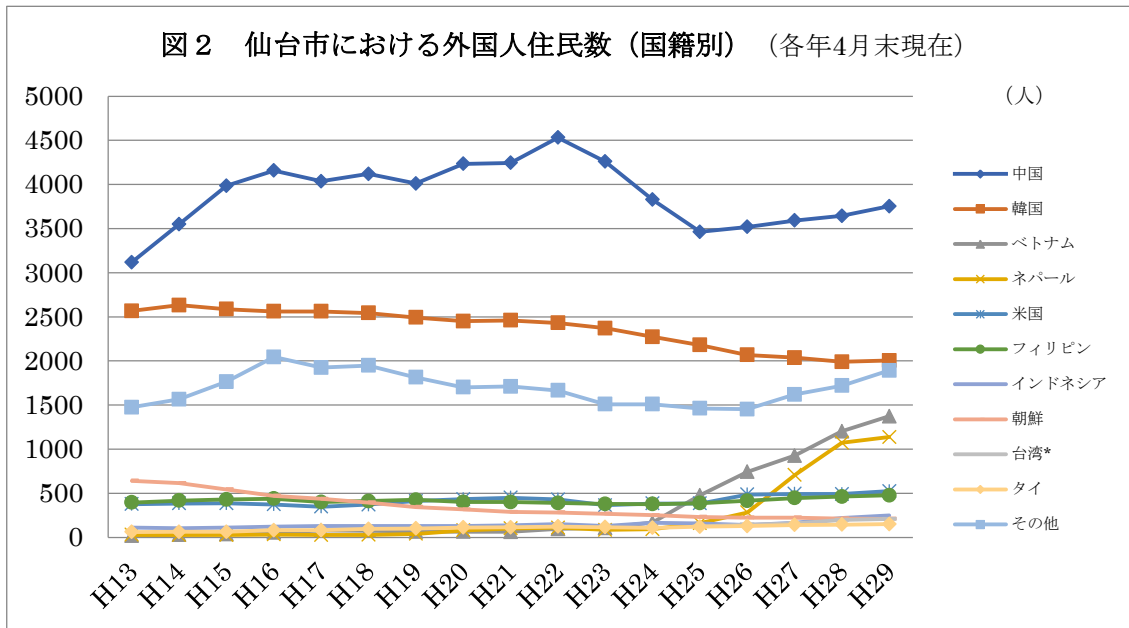
※上記数値は平成 24 年までは外国人登録に基づく住民数。平成 25 年以降は住民基本台帳における外国籍の住民数。

(2) 国籍別、在留資格別、年齢別に見る外国人住民の特徴

① 国籍別

図 2 は仙台市における外国人住民数の国籍別推移である。現在は中国が最多であり、韓国、ベトナム、ネパールと続いている。中国は東日本大震災が発生した平成 23 年以降に大きく

減少し、平成 25 年に再び増加に転じたが、以前の水準にはまだ達していない。一方で、ベトナムは平成 25 年以降、ネパールは平成 27 年以降に急激に増加しており、それぞれ平成 23 年の 10 倍以上の人数となっている。このため、構成比で見ると、平成 23 年には中国が 40%以上、韓国が 25%以上であったものが、平成 29 年には中国が 31%、韓国が 17%に減少し、ベトナムが 11%、ネパールが 10%まで増加している。



*「台湾」は平成 24 年度における外国人登録制度の廃止後に使用されるようになったもの。したがって、平成 24 年度以前は「中国」に含む。

② 在留資格別

次に、在留資格別に外国人住民数の推移を見ていく。図 3 は平成 19 年から平成 29 年までの仙台市における在留資格別外国人住民数の推移を示したものである。仙台市では従来より「留学」が最多なのが特徴であったが、平成 29 年には 4,087 人と過去最多の人数になっている。また、「留学」の次に多い「永住者」は増加傾向であるが、「特別永住者」の数は減少傾向である。そして、平成 22 年に創設された「技能実習」「1 号口」・「2 号口」は継続的な増加傾向にあり、平成 29 年では「1 号口」と「2 号口」を合わせた数が 553 人と、「家族滞在」に次ぐ人数となっている。仙台市の在留資格別の構成比は全国と異なっており、「留学」が全国では 12%であるのに対し、仙台市は 34%と約 3 分の 1 を占めている。一方、「技能実習」は全国が 10%であるのに対し、仙台市では 5%となっている（図 4）。

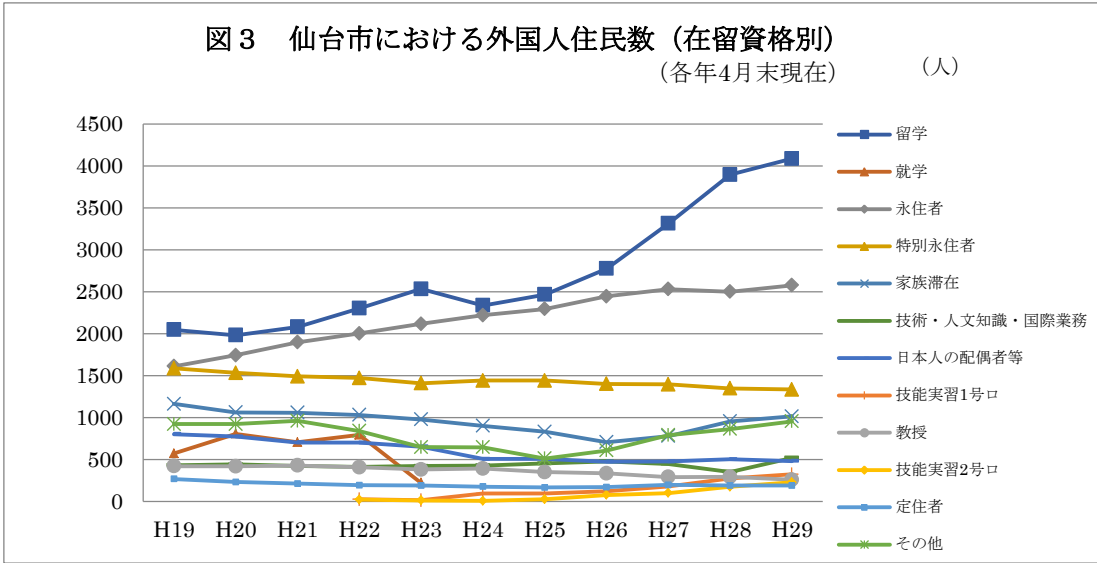
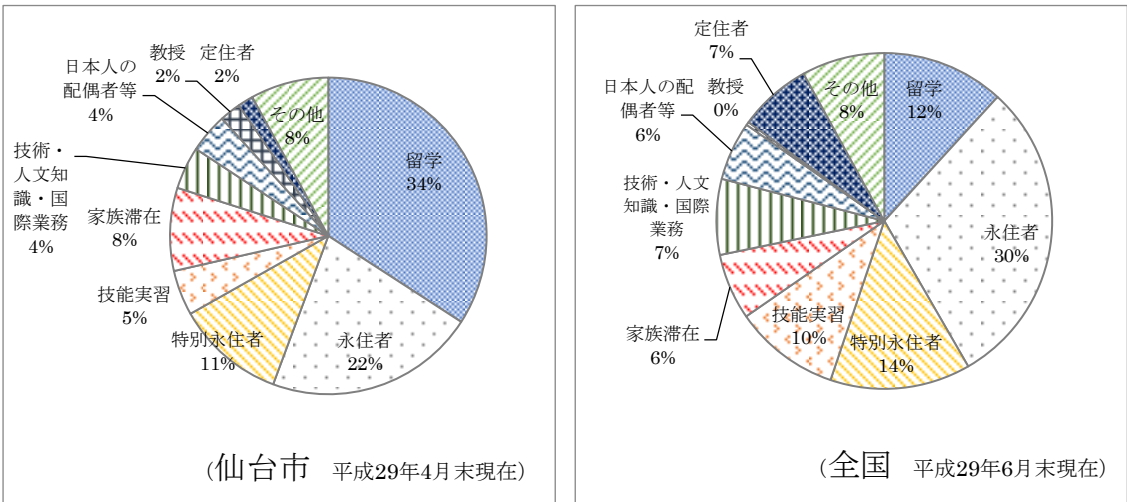


図4 外国人住民の構成比（在留資格別）



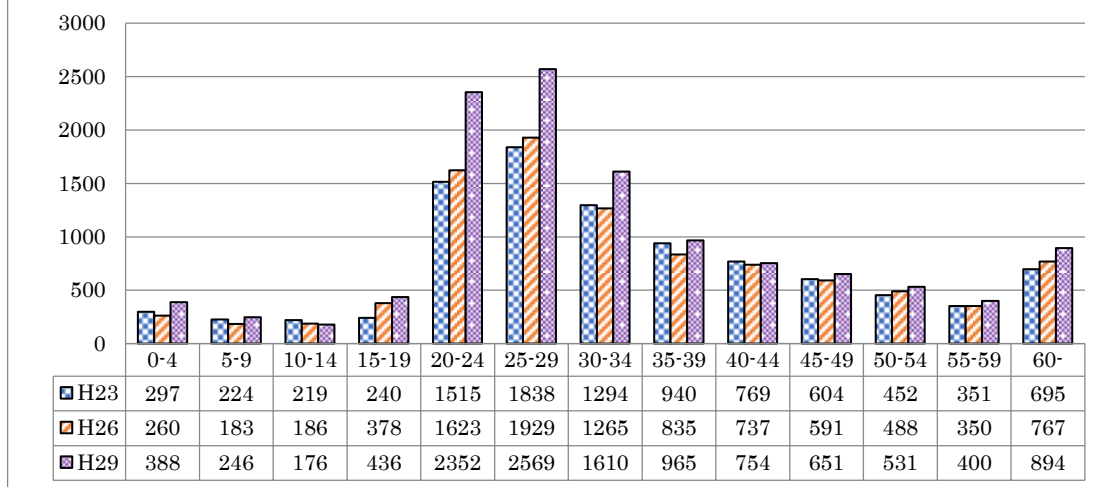
③ 年齢別

図5は平成23年、平成26年、平成29年の年齢別にみた外国人住民数を示したものである。仙台市における年齢別外国人の分布の特徴として、20代の数が圧倒的に多いことが挙げられる。特に、平成29年は20-29歳の外国人住民数が急増し4,927人となり全体の約41%を占めている。前述のとおり、仙台は在留資格別に見て「留学」がその他の在留資格を大きく引き離して最多であるが、そうした留学生の多くが20代であることが、ここから推測できる。

図5 仙台市における外国人住民数（年齢別）

（各年4月末現在）

（人）



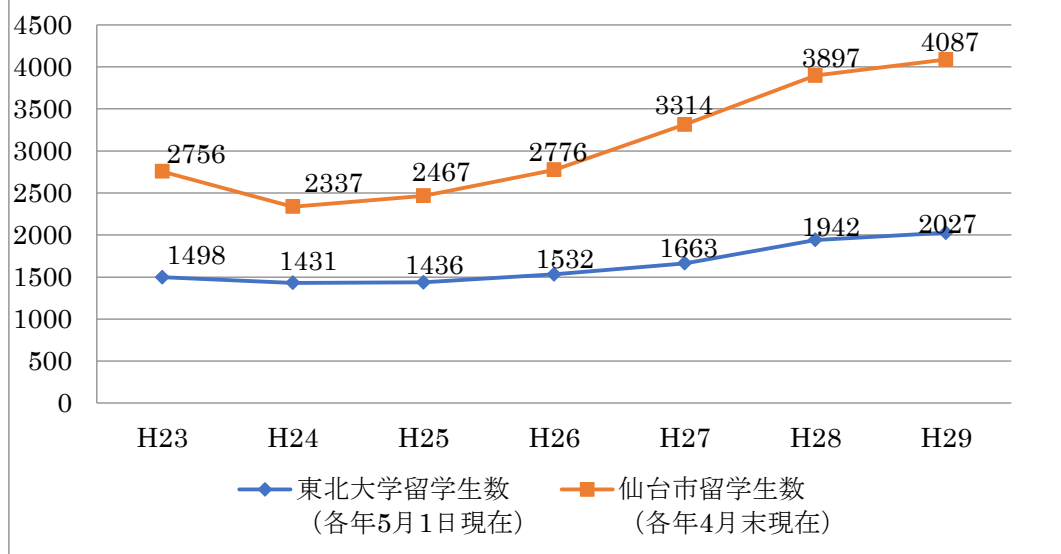
（3）留学生数の推移と特徴

図3のとおり、仙台市における留学生数は、東日本大震災の影響により一時的に減少したものの、その後急増している。平成22年に在留資格の「就学」が「留学」に一本化されたこともあって、震災前の平成22年に比べて平成29年には2倍近くになっている。

図6は、仙台市における留学生数と東北大学の留学生受入れ数の推移を示したものである。平成24年から平成29年までの増加数を比べると、仙台市全体の留学生数の増加が東北大学の留学生の増加数を大きく上回っていることが分かる。これは、東北大学の留学生受入れ数も増加しているが、日本語学校・専門学校に在籍する留学生数の増加が、仙台市の外国人住民数に大きな影響を与えているためと考えられる。

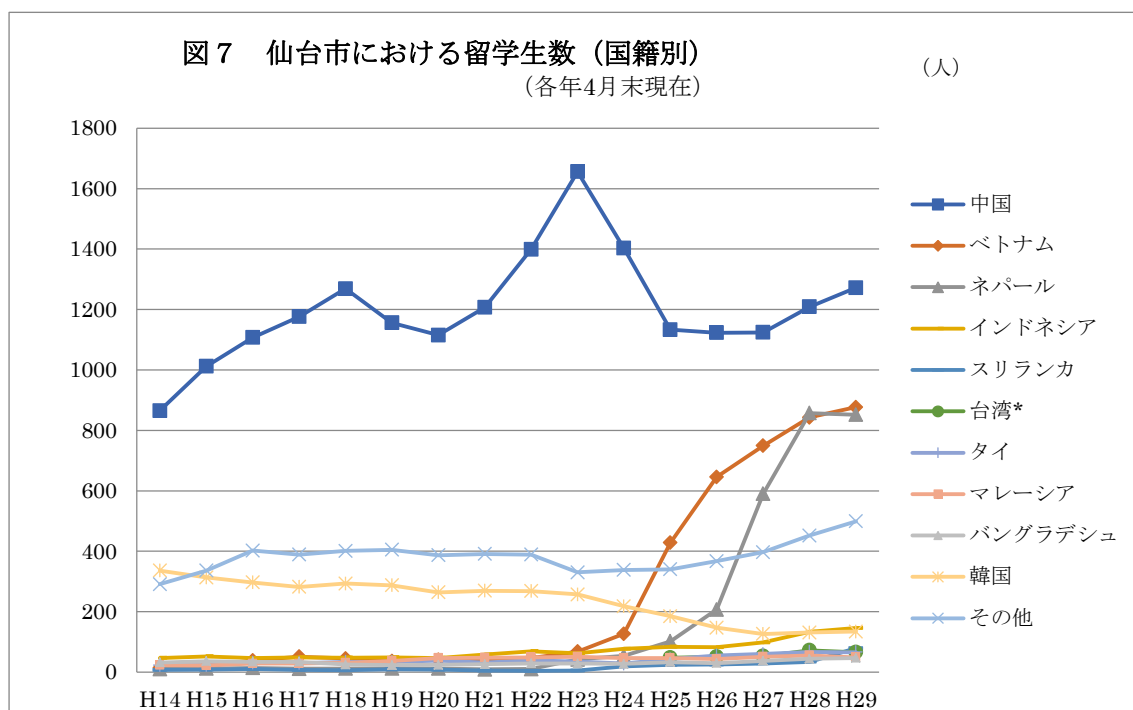
図6 仙台市及び東北大学における留学生数

（人）



※東北大学留学生数については「宮城県留学生交流推進会議」資料より引用

図7は、仙台市における留学生の国籍別年次推移を示したものである。国籍別にみると、中国が平成23年3月の東日本大震災後に大きく減少したが、平成28年以降再び増加に転じている。また、国籍別構成比をみると、ベトナムが平成24年以降、ネパールが平成25年以降に大きく増加している。一方、韓国は減少傾向にあり、平成29年には平成23年の半分以下の人数となっている。

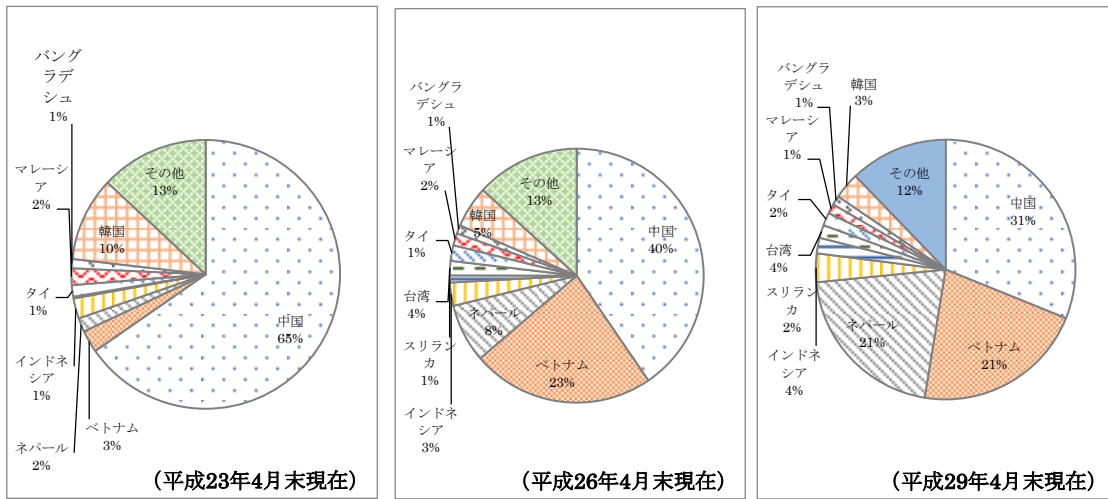


*「台湾」は平成24年度における外国人登録制度の廃止後に使用されるようになったもの。したがって、平成24年度以前は「中国」に含む。

図8は、仙台市における留学生数の国籍別割合を示したものである。ここから、平成23年まで65%を占めている中国の割合が減っていく一方で、平成29年では留学生全体に占めるベトナムとネパールの割合が増えていることが確認できる。

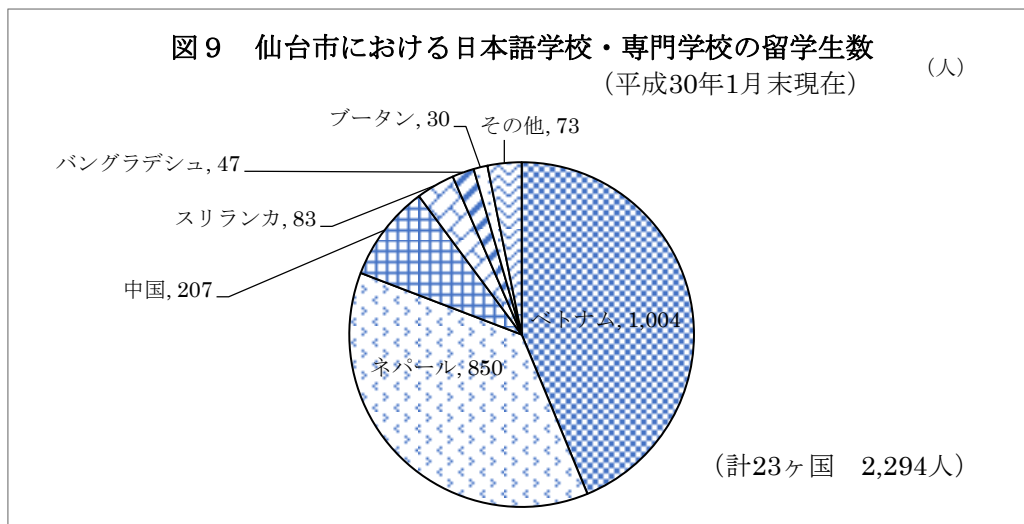
一方で、東北大学が公開している留学生に関する統計の国籍別受入れ状況を見ると、ベトナムとネパールの留学生数に大きな変動は見られなかった。ここから、ベトナムとネパールからの留学生は、主に日本語学校・専門学校において増加していると考えられる。

図8 仙台市における留学生の構成比（国籍別）



(4) 日本語学校・専門学校における留学生数の推移と特徴

特に近年大きな変化を見せているのは、日本語学校・専門学校の留学生数である。この動向を把握するために、仙台市内の日本語学校8校、専門学校57校にアンケートを送り、計64校から回答を得た。この結果（図9）、国籍では多い順にベトナム（1,004人）、ネパール（850人）、中国（207人）の順となっており、23カ国2,294人（平成30年1月末現在）となっている。そのうち、日本語学校の留学生は、7校で合計1,525人であり同時に、日本語学校からの進学先でもある専門学校への留学生は769人が在籍しており、留学生が在籍する専門学校は57校中14校を数える。こうした状況を受けて、留学生クラスを新設する学校もでている。



※アンケートの回答から集計。

3. 外国人住民の就労の状況

本章では、外国人の就労をめぐる状況について、行政機関、外国人を雇用する企業・事業所、日本語学校、そして仙台で就労する外国人住民へのヒアリングを通して浮かび上がってきたことを記述する。

(1) 労働局

① 労働局の体制と職務

今回、外国人の就労をめぐる状況について把握するため、宮城労働局へのヒアリングを実施した。以下に宮城労働局への聞き取りに基づき、仙台市を中心とした外国人の雇用・就労の状況について記述する。

宮城労働局は宮城県内における雇用や労働に関する事務を所管する行政機関であるが、外国人の就労に関連しては、大きく分けて次の3つの領域において施策を実施している。

- (i) 外国人労働者の動向の把握と分析
- (ii) 外国人を雇用している事業所への情報提供と啓発事業
- (iii) 学生職業センターの業務の一環として留学生対応コーナーの設置などを通じた相談事業

ハローワーク仙台では、近年の外国人労働者の増大に対応して「外国人専門官」を置き、専門官と通訳（英語、中国語）とが協力して外国人の求職者の相談対応のほか、外国人を雇用する事業者への雇用指導業務を行っている。また、全国の労働局では管区ごとに入国管理局、警察、厚生労働省関係の機関が集まり不法就労防止協議会を開催し、情報の共有を進めている。

ハローワークでは通訳をおいて就職相談を行っているが、東北でこの制度を設けているのはハローワーク仙台だけであり、時間が限られている。厚生労働省では多言語の電話相談窓口を設置して、これに対応している。

② 外国人の就労にかかる近年の動向

東日本大震災後、外国人労働者、技能実習生は大きく増加している。宮城労働局が発表した数値（出典：「外国人雇用状況」の届け出状況まとめ（平成29年1月末現在））によると、平成29年10月末現在の宮城県内の外国人労働者数は9,337人、そのうち6,304人が仙台所内（仙台所は仙台市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町、富谷市、大和町、大衡村を所管している）であった。これは過去最多の数であり、東日本大震災以降7年連続で増加している。在留資格別に見ると、仙台所内では「留学」を含む資格外活動が2,885人で全体の45.8%を占めている。また、国籍別に見ると、県内で中国が2,543人で最多であり、ベトナム2,449人、ネパール1,181人と続く。

こうした状況に平行して、採用する事業者数も増加傾向にある。外国人を雇用する事業所数も県内で1,698ヶ所と前年同期比23.8%の増加となっており、産業別に見ると、仙台所では、製造業が全体の19.7%、宿泊業・飲食サービス業が15.7%となっている。特に、食料品

製造業やコンビニ・飲食などの事業所で採用する事業者が増えており、この傾向が続くと予想される。ハローワークでは、人手不足の重点領域としていくつかの業種を設定しているが、外国人が多く従事する業種は、そのうち保安・警備、介護・保育を除く領域と共通している。

(2) 雇用企業

外国人を雇用する小売業（コンビニ）、外食産業への食材製造・配送業、建設業の事業所にヒアリングを実施し、外国人住民の雇用の状況や外国人の就労に関する意識について聴き取りを行った。同時に、外国人住民から就労の状況についてヒアリングを行った。

① 外国人雇用における状況

ヒアリングを行った事業所は、共通して外国人の雇用が不可欠であると認識している。その背景として、以前は日本人の学生アルバイト等を雇用してきたが、現在では募集をしても日本人からの応募がなく人手が不足しており、厳しい雇用状況を抱えているということがあつた。こうした事業所が雇用する外国人は、以前は中国人が多かったが、現在では在住する外国人の国籍を反映してベトナム人、ネパール人、バングラデシュ人など多様化している。

一方、正社員はアルバイトに比べて難しい状況がある。仙台の専門学校等の留学生は多くが仙台での就職を希望するが、仙台での雇用が少ないことが原因で、卒業後には東京や大阪等の大都市圏で就職し、移住してしまう留学生もいるという。ある専門学校では、学生の就職先の開拓のために様々な地元企業と接触をするが、中小企業が多いため、採用人数が少なく、また、毎年継続的に外国人を採用できる企業が少なくという状況があるという。また、留学生を正社員として採用するには、在留資格の切り替え等の煩雑な手続きがあり、これが企業側にとっての外国人採用をためらわせる原因の一つになっているという話も聞かれた。

② 採用の経路

外国人が雇用されるまでの経路にはいくつかのパターンが見られる。ひとつは、同じ国籍の先輩など個人の紹介を経由するパターンである。今回のヒアリングでは、親族や友人を通してアルバイト先を見つけたという話が複数聞かれ、親族や同じ国籍等のネットワークが仕事を見つける際の大きな情報源になっていることが分かる。

また、日本語学校や専門学校の紹介により仕事を見つけるパターンも多い。この場合、事業所側にとっては、安定的に労働力を確保することが可能になる。一部の学校では職業斡旋の資格を持った職員がアルバイトの紹介をしているほか、学生と企業側の調整役として、アルバイト先で起こるトラブルなどに対応している。

その他には、アルバイト情報誌等で個人で仕事を見つけたという話も多く見られたが、外国人が独力で仕事を探すには大変な苦労が伴ったという話も聞かれた。

今回のヒアリングでは、ハローワークを通じた就労事例は見られなかった。宮城労働局へのヒアリングでも、求職相談の件数はあまり増加していない一方、企業からの届け出で外国人を雇用したという状況を把握することが多いとの話があつた。今回ヒアリングの対象とした就労者の多くは留学生か技能実習生であつたが、前述のとおり、仙台都市圏の外国人労働

者は「留学」等の在留資格を持つ人による「資格外活動」が全体の 45%以上となっており、フルタイムの正社員ではなく、アルバイト等の雇用形態で就労することが多いという状況があることを鑑みると、今回のヒアリングの結果は仙台市における外国人の就労に係る状況がある程度表していると見ることができる。

正社員としての採用については、3.(2)①でも述べたとおり、仙台での就職を希望する専門学校への留学生が多い一方、受け皿となる就職先が限られているため、東京や大阪等の大都市圏に就職する学生も多い。仙台では、中小企業が多く、一度に大勢の留学生を採用するということが少ないのが理由のひとつだという。学生の就職先の企業についてある専門学校では、毎年継続して外国人を採用する企業は少ないことから、毎年新しい企業を開拓する必要があると話していた。実際、今回のヒアリングでも、正社員としての採用については事例が少なかった。しかし、少数ながら専門学校のときにアルバイトを始めた留学生を卒業後に正社員として採用したという事例も見られた。

③ 外国人が従事する業種と職務内容

宮城労働局の統計では、外国人労働者が従事する職種は製造業が最も多く、宿泊・飲食サービス業がそれに続いている。ヒアリングを行ってみると、外国人が従事する業務は、日本語の能力により内容が分かれる傾向があるようであった。

日本語能力が高い留学生は、コンビニエンスストアやレストラン、居酒屋等の接客を含む業種でのアルバイトを行い、日本語がまだうまく話せない留学生は工場等の日本語能力をそれ程必要としない業種でアルバイトをしているという。同じ職場でも、作業により求められる日本語能力が違う場合には、日本語の上達によって任せられる業務が変わることもある。また、日本語の上達や日本での生活に慣れると、留学生がアルバイト先を変えるような状況もあるとのことだった。

技能実習生については、仙台市内では建設現場での鳶、鉄筋、型枠大工、塗装や冷凍食品の仕分け・包装といった業務を行っているということであった。

④ 外国人の就労における難しさ

外国人を雇用する際の難しさについて聞くと、第一に、事業所からは無断欠勤・遅刻という話が多く聞かれた。例えば外国人を雇用している事業所は、人手不足を背景にして外国人を雇用しており、ギリギリのところまで労働配置を計画している。しかも、顧客の需要に合わせて納品を求められるため、顧客との信頼関係を維持するためには無断欠勤などの予想外の事態により納品が間に合わなくなることが怖いということであった。こうした無断欠勤・遅刻の問題は、生活習慣とも関連していると考えられる。

第二に、これと同様の側面であるが、突然の退職・就業先移動がときに見られる。通常、技能実習生の場合には就業先を変えることはできないが、実際には移動してしまい、結果として不法就労になることも危惧される。この移動では、友人たちからの誘いや、LINE など SNS から得た情報を得て、よりよいと思われたところへ安易に移ってしまう。外国人労働者は予想以上にこうしたネットワークを使っての情報交換を利用している現状がある。

第三に、日本語能力についての問題である。前述したとおり、工場のラインなど、仕事をする上で日本語能力は必ずしも必要ではないが、日本語が読めないとできない仕事、危険な仕事がある。そのため、日本人の職員による指導に加えて、外国語でマニュアルを作成したり、ビデオなどの教材を使い補足的な教育を行って対応している事業所もある。

一方で、仙台で働く外国人住民からは、就労する際の難しさとして、仕事で使用する日本語や職場の日本人の同僚とのコミュニケーションが挙げられた。レストランで働くベトナム人の日本語学校留学生は、注文を取る際等の日本語が難しいと話している。また、職場で日本語でされる指示の意味が理解できず苦勞したというネパール人の留学生の話もあった。

こうした外国人の就労に係る難しさを解消するため、取り組みを行っている企業もある。ある企業では日本語の未習熟な外国人が働けるように写真入りのマニュアルや多言語の表示を整備するといった取り組みを行っているという。また、数年アルバイトとして勤めた優秀な留学生を正社員として採用する企業もある。そのような場合、正社員となった外国人が通訳をしたり、後輩の留学生を助ける力になっているという。また、この企業では正社員でもアルバイトでも、社員が住居を探す際に会社の名前を出して保証人になるといったことも行っており、就労に留まらない生活上の支援まで実施している企業もある。

(3) まとめ

東日本大震災の後、仙台市周辺で就労する外国人住民は大きく増加しており、外国人を雇用する事業所数も近年増加傾向にある。なかでも、留学生等の「資格外活動」としての就労が全体の半数近くであり、留学生によるアルバイトが大きな割合を占めていると考えられる。産業別に見ると、食料品等の製造業やコンビニエンスストア、飲食店等のサービス業が多い。来日直後で日本語があまり話せない場合は、工場などあまり日本語を必要としない仕事に就き、ある程度日本語が出来る場合はコンビニエンスストアなどのサービス業に従事する傾向がある。

ヒアリングを行った事業所は、人手不足の昨今において外国人の雇用が不可欠だと認識している。外国人住民が雇用される経路としては、日本語学校・専門学校の紹介、同国人の知人のネットワークを通じた紹介、アルバイト情報誌等が多い。アルバイトで就労する外国人が増加している一方、正社員としての雇用は難しい状況がある。仙台では外国人の雇用が多くはなく、日本語学校や専門学校の卒業生が東京などに流れてしまう傾向がある。

外国人を雇用する際の難しさとして事業所は、無断欠勤や遅刻、突然の退職などを挙げている。一方、日本で就労する際の困難について外国人は、職場での日本語でのコミュニケーションを挙げている。こうした困難を解消するために、写真入りのマニュアルや多言語での表示を整備するなど、外国人が働きやすい環境を整える努力をする事業所もある。

4. 子育て・教育をめぐる状況

本章では、外国人住民の子育て・教育に関し、それぞれ関係機関、外国人住民等にヒアリングを行い、浮かび上がってきた状況を記述する。

(1) 保育所における外国人の子ども

① 概況

図5(p.7)のとおり、仙台市の外国人住民数を年齢別に見ると0～4歳の人口は平成29年4月末現在で388人であり、平成23年同時期に比べて100人近く増加している。仙台市の外国人住民数の増加に伴い、外国人の未就学児の人口も増加傾向にある。また、在留資格別に見ると家族滞在は平成29年4月末現在で1,014人であり、図3(p.6)のとおり東日本大震災後に減少したが、再び増加している状況である。実際、仙台市の外国人住民は、20代から40代までの若い年齢層の割合が高い特徴がある。若い年齢層は結婚や出産などのライフイベントが多い世代であり、家族滞在の子育ては無視できない問題である。

② 保育所の申込みに係る状況

今回、区役所の保育所申込み担当課、保育所、子どもを保育所に預けたことがある外国人住民にヒアリングを実施した。

保育所の申込み状況としては、仙台の5つの区のうち青葉区への保育所の申込み件数が最も多い。東北大学や企業など、外国人の受入れ先が集中していることがその原因であると考えられる。青葉区への申込みは東北大学関係者が多いのが特徴で、その他の区では就労や日本人配偶者の申込みが多いという特徴がある。国籍別にみると、青葉区では様々な国籍だが、他の区に関しては中国と韓国が多い。

保育所の入所申込みを行う際には、区役所窓口で日本語の申請書を提出しなくてはならないが、多くの場合、外国人にとって複雑な日本語の申請書を記入することは困難である。区役所職員へのヒアリングによると、入所申込みのために窓口に来る外国人住民の多くは、夫婦一方(多くの場合、男性配偶者)は日本語が出来る場合が多く、夫婦ともに日本語が話せない場合には、日本語のできる同国人の友人や日本人の知人等を伴って来ることが多いという。

青葉区役所では英語通訳嘱託職員を1名配置し、各課窓口における日本語ができない外国人住民の来庁者への対応を行っている。しかし、複数の課に同時に外国人住民が来庁することもあり、そのような場合、1名では対応が間に合わないことがあるという。また、他の区役所では、英語が出来る職員が区役所内にいれば、その職員に通訳を頼む等により、なんとか対応している状況であるという。また、(公財)仙台観光国際協会が提供する通訳サポート電話等のサービスを利用することもある。

区役所の窓口担当職員へのヒアリングでは、申込者が日本語が出来ない場合、保育所の申込みや制度についての説明に苦労することが多いという話が聞かれた。また、日本語が出来る場合や通訳を介した場合でも、母国の制度や文化との違いなどから説明が難しい場合や、

十分な理解が得られているか不安を感じる場合があるという。例えば、手続きに税の証明書や戸籍の証明書が必要な場合、国によって制度や書類が異なることから、説明や確認に苦労することが多いという。

③ 保育所の利用に係る状況

保育所の利用に関しても、やはり保護者が日本語が出来ない場合、保育所のシステムやルールを保護者に伝える際のコミュニケーションに困難を感じることもあるという。その場合、日本語のできる保護者の知人に間に入ってもらったり、もし英語ができる職員や保護者がいれば、その力を借りて対応している。

ただ、言葉が通じた場合でも、母国の制度や文化との違いなどにより、保育所のシステムやルールをなかなか理解してもらえないことがあるという。例えば、仙台市での保育所の規定として、長期間帰国すると一度退所となってしまうということについて、理解を得ることが難しいという声が多く聞かれた。

保育所における外国人の子どもの受入れ態勢については、食事や行事など、宗教や文化により配慮が必要な場合は、それぞれ出来る限りで対応をしている。一方で、子ども同士の関係は、母国と日本では異なるところがあり、日本の文化に合わせる難しさがあるという。

外国人の子どもがいることについては、保護者に母国のことを話してもらい機会を作るなどして、日本人の子どもにとっても良い影響があると考えている。ある保育所では外国人保護者をお願いして、母国の話を子ども達にしてもらったことがあり、子ども達はとても喜んだという。また、子ども達と一緒に地図や国旗を見る等、海外について学び、関心を持つ良いきっかけになるという声も聞かれた。

(2) 小中学校における外国人児童生徒

① 仙台市の小中学校における外国人児童生徒の受入れ状況

平成 29 年 4 月 1 日現在における就学年齢（6 歳から 14 歳まで）の外国人住民は 364 人であった。一方、仙台市教育委員会によると平成 29 年 5 月 1 日現在における仙台市内の公立小中学校に在籍する外国人児童生徒数は小学校 133 人、中学校 40 人、合計 173 人であり、外国人が在籍する学校は小学校 33 校、中学校 15 校であった。時点は違うが、学齢期の外国人住民の約半分は公立小中学校に在籍しており、それ以外の子どもは私立学校やインターナショナルスクール・民族学校等に通学しているものと推測される。

② 小中学校における外国人の受入れ態勢

今回、外国人児童の多い小学校と少ない小学校の二つの事例を見るために、それぞれの学校にヒアリングを実施した。

外国人児童の多い A 小学校には外国人児童 14 人、帰国子女 5 人が在籍し、日本語指導教室が設置され、加配教員が担当として配置されている。日本語指導教室では教員のほか、大学生のボランティアにより日本語や教科の学習の指導が行われている。日本語学習室には、外国籍の児童全員ではなく、日本語指導等が必要な児童だけが来ている。一言で外国人住民

といっても、それぞれの児童や家庭により状況は様々であり、児童の日本語能力等にあわせて、指導やケアが行われているが、児童の日本語力によって必要な指導の量が大きく変わるという。

日本語指導教室において外国人児童は、第一に日本語や日本の習慣などを学ぶ。これらが身につけてきたら、少しずつ教科学習に移行していく。教科の学習方法も国によって違うため、将来日本で生活していくために必要となる日本のやり方を身に付けてもらえるように指導しているという。また、児童の状況に応じた指導を行うため、日本語指導教室の教員はクラス担任とも緊密に連携している。

また、A小学校では、外国人児童など外国につながる児童の保護者と日本人児童の保護者の交流会を実施し、保護者間での交流が生まれている。

一方、外国人児童の多くないB小学校には外国人児童4名が在籍しており、外国人子女等指導協力者の支援はあるものの、日本語指導教室はなく、クラス担任の教員が主な対応者となっている。あるクラスでは5年生の2学期に中国からの児童が編入してきた。その際は、クラスの日本人児童たちが自発的に単語帳や時間割を中国語で作成するなどした。また、数年前に編入した別の中国人児童の日本語が上達していたため、通訳をしてもらうことができた。この児童の場合、担任やクラスメイトの自主的な協力により、転入してきた外国人児童の対応を行うことができた。

A小学校のような外国人児童の多い小学校では、教室の担当教員が外国人児童の受入れ初期における主な対応を行い、学校としてノウハウが蓄積されていくのに対して、外国人児童の少ないB小学校では担任の知識や経験に頼る部分が多い。また、外国人児童が多い学校では、外部の支援団体からの情報収集や各種研修会勉強会などへ参加の機会が多いことも分かった。

いずれの学校でも児童への対応よりも、保護者が日本語が出来ない場合のコミュニケーションに苦慮しており、連絡用のメールや申込書等を担当の教員が英訳するなど、対応に多くの時間がかかっているということであった。また、外国人児童の対応をする小学校同士のネットワークを構築し、ノウハウの共有等ができればよいという声もあった。

仙台市教育委員会は、仙台市立の小中学校に在籍する日本語指導等が必要な外国人児童生徒、帰国児童生徒に対して、学校長の要請に応じて、指導協力者を派遣する外国人子女等指導協力者派遣事業を行っている。指導協力者の支援内容としては、児童への日本語指導や通訳、教科学習の支援の他、学級への不適応や文化・生活習慣の違いからくる戸惑いへの対応など幅広く、A小学校、B小学校ともに指導協力者の存在は学校にとって非常に有り難いと話している。学校だけでは対応が難しい部分について、日本だけでなく児童の母国の文化や習慣を理解しており、外国語でのコミュニケーションが可能な指導協力者の存在が、外国人児童の対応に大きな役割を果たしていることが分かる。

③ 外国人児童生徒の小中学校への適応

前述したとおり、外国と日本では文化や学校生活に違いがあることが多い。こうした違いは保護者にとっても不安や適応の難しさをもたらすことがあり、ある保護者は学校に子ども

を入学させた際、母国ではほとんど準備物が不要なのに対し、日本では様々なものを用意しなければならず、大変な経験をしたと話している。

準備物のお知らせなど、保護者と学校との連絡は主に学校から出される文書で行われる。保護者が日本語が分からない場合、指導協力者に内容を説明してもらったり、同国人の保護者同士で情報共有をしたりする。ある保護者は、同国人の母親同士のネットワークにより、様々な情報交換をするほか、日本在住経験の長い人や子育ての経験のある人同士で助け合いをしていると話している。一方で、日本語が理解できない保護者の中には、学校への信頼感の高さから、全てを学校任せにする人もいるという。

(3) 日本語学校・専門学校への留学生

第2章で述べたとおり、仙台市に在住する外国人住民の34%にあたる4,087人（平成29年4月末現在）は留学生である。そのうち約半数が日本語学校・専門学校への留学生であり、大学生に並んで仙台市の外国人住民の大きな部分を占める。

今回、日本語学校・専門学校4校並びに留学生にヒアリングを実施した。図9（p.11）のとおり、仙台市内の日本語学校・専門学校65校を対象として書面により確認したところによると、平成30年1月末日時点においては、ベトナム人が1,004人、ネパール人が850人で、合わせて全体の81%を占めている。その他、中国、スリランカ、バングラデシュ、ブータンと続く。

以下、ヒアリング並びに書面での確認により明らかになった状況等について、①学生募集、②教育状況、③進路、④アルバイトの順に見ていく。

① 学生募集の変化

多くの日本語学校および専門学校で、東日本大震災前は中国籍の留学生の割合が圧倒的多数であったが、震災後にはベトナムとネパールからの留学生が増加したという。この背景には、東日本大震災の後、仙台地域では中国からの留学生を集めることが難しくなり、学生募集の方向転換が図られたことがある。具体的には、東南アジア諸国からの学生募集を開拓するという転換であり、結果としてベトナムとネパールからの留学生数が増大した。学生募集は、主に職員が現地に行き、現地の留学生紹介業者や日本語学校による説明会や面接試験を通して行われている。実際、今回ヒアリングをした日本語学校への留学生のうち数人は、現地の日本語学校からの推薦で仙台への留学を決めたという。

② 教育の状況

各日本語学校および専門学校では、講師による授業のほか、これらの講師を含む職員による生活指導が行われている。多くの学校で学生への生活指導に力を入れており、入学初期にオリエンテーションを実施する等により、ゴミ出しの仕方、交通ルール、防犯など日本の社会で生活する上で必要な社会的ルールをしっかりと教える努力をしている。ある日本語学校では、入学当初にアルバイトや交通ルール等、一般的な生活ルールやマナーを学校のルールとともに説明する。こうした生活オリエンテーションを一度だけでなく、何度も繰り返し行う

等、職員による日常的な生活指導およびサポートが行われている。こうした生活指導のほか、日本人との交流が少ない現状を踏まえ、大学生ボランティアなどとの日本語会話の交流などを行っている日本語学校もある。また、専門学校においては、スポーツ大会等で日本人学生と交流する機会を設けている学校もある。

③ 学生の進路

日本語学校への留学生の多くは卒業後の進学を希望している。今回ヒアリングした日本語学校への留学生は、日本の大学や短期大学への進学を希望する人が多かった。実際に卒業後は、大学や短期大学、専門学校に進学する学生や、母国に戻って日本語を活かした就職をする学生がいる。仙台市内の専門学校に留学生クラスが増設・新設されているのは、暮らしなれた仙台市内の専門学校に進学する学生が多いこともその一因であると考えられる。

専門学校卒業後は住み慣れた仙台での就職を希望する留学生が多い。専門学校側でも企業の紹介などの就職サポートをしており、既に外国人を採用している企業の他、新規の就職先開拓に力を入れている。しかし、前述の通り外国人の就職は難しく、就労ビザの取得は容易ではない。仙台での就職が難しい場合、東京や大阪等の大都市圏に就職する卒業生も多い。

④ アルバイトについて

留学生の生活上、最も大きな課題はアルバイトの問題である。日本語学校・専門学校への留学生の多くは、来日直後からアルバイトを希望しており、実際に多くの学生がアルバイトをしている現状である。中には大学進学を目指して、アルバイトを制限しながら勉学に励む学生もいるが、経済的な理由からアルバイト中心の生活になってしまい、授業を欠席したり、出席していても授業に集中できない学生もいる。留学生のアルバイトは、資格外活動の許可により認められており、週 28 時間以内という労働時間の制限がある。しかし、学費の支払い等の理由により経済的な余裕がなく、より長い時間、高時給で働くことを望む学生が多いのが実情である。そのため、時には 28 時間を超えてしまったり、働き過ぎによる授業の無断欠席、健康上の問題の発生などが課題となっている。

学校側でもこの問題について注意を払っており、留学生に対して日常的に繰り返し指導をしたり、来日直後の一定期間のアルバイト禁止やアルバイトの状況について定期的な報告を学生に求める等の方法により問題の発生を防ぐなど、教員や事務職員などによる相談・サポートを強化している。

(4) 大学・大学院への留学生

① 留学生の多様化

仙台市の留学生の約半数は東北大学への留学生により占められている。平成 29 年 5 月 1 日現在において東北大学の留学生数は 2,027 人であり、平成 23 年同時期の 1,498 人から大幅に増加している。国籍別に見ると中国が 1,043 人、インドネシアが 132 人、韓国が 131 人と続き、全 97 ヶ国からの留学生を受け入れており、国籍も多様化している（出典：宮城県留学生交流推進会議「平成 29 年度外国人留学生受入れ状況（国籍別・受入機関別）」）。あ

わせて近年の特徴の一つは、必ずしも学位取得を目的としない短期の留学が飛躍的に伸びていることであろう。

② 留学生への支援体制

東北大学における留学生支援の制度としては、大学のチューター制度がある。また、日本語講座の受講等も留学生の家族を含めて可能である。一方で、研究面での支援は、市民団体の支援を受けてレポートや論文等の添削や会話の指導を行っている部局もあるが、多くの場合、留学生と学生及び教師とのインフォーマルな関係に頼っている場合が多い。

多くの留学生が、来日当初に買い物をどこですればよいか等の生活情報は大学から得られず、生活の様々な面で困った経験があると話している。また、留学生の日本での暮らしが大学の中で完結する傾向もあり、地域で市民との交流の機会を持ったり、参加の機会が得られにくい原因ともなっているようである。

(5) まとめ

① 保育所に係る状況

仙台市内の外国人住民は子育て世代にあたる20代から40代の割合が高く、0歳から4歳の未就学年齢の外国人住民数も平成23年に比べて増加している。保育所を利用する場合、まずは区役所の窓口で申込みを行う必要があるが、申込者の日本語能力が十分ではない場合、窓口職員、外国人ともに手続きに苦勞している状況がある。また、母国の制度や文化との違いにより、日本の保育制度や手続きについての説明が難しいことが多い。

保育所でも日本語でのコミュニケーションが難しい場合に、保育のルールなどを説明するのに苦慮することがある。一方で、文化や宗教の違いには、保育所が出来る限り柔軟に対応している。また、外国人の子どもがいることで、日本人の子どもにとっても良い影響があると考える保育所もある。

② 小中学校に係る状況

外国人児童生徒が多く、日本語指導教室等が設置された学校では担当の教員がクラス担任と緊密に連携をとりながら、外国人児童生徒の対応を行っており、ノウハウが蓄積されている。外国人児童生徒が少ない学校ではクラス担任が主な対応者となり、担任個人の経験や知識に頼る部分が多い。保護者が日本語が出来ない場合、教員にとって保護者との連絡に苦慮している。仙台市教育委員会から派遣される指導協力者は、児童への日本語や教科の指導のみならず、日本での生活への適応など児童と保護者の支援を行っており、教員にとっても非常に心強い存在になっている。外国人児童生徒や保護者にとって、言葉の壁、母国との社会的・文化的相違は、不安や葛藤をもたらす。特に保護者にとって、勉強の遅れ等に関する不安が大きいことが分かった。外国人の保護者は同国人の保護者同士などで情報交換をしている。

③ 日本語学校・専門学校に係る状況

仙台市に在住する留学生の約半数が日本語学校・専門学校への留学生である。国籍別に見ると、ベトナム人、ネパール人が多い。東日本大震災以前は中国人の留学生が大多数であったが、震災の後に中国からの留学生が減少したことを受け、日本語学校等がベトナム等で学生募集を行うようになったことが、現在の状況の要因だと考えられる。

日本語学校・専門学校ともに、教科だけでなく、日本での生活ルールやマナーについての指導に力を入れている。また、留学生が日本人との交流が少ないという状況を踏まえ、日本人との交流の機会を設けている学校もある。

日本語学校への留学生は卒業後の進学を希望する学生が多い。また、専門学校卒業後は、住み慣れた仙台での就職を希望する学生が多いが、仙台では就職先が限られており、東京や大阪等の大都市圏で就職する卒業生も多い。

留学生のほとんどはアルバイトをしている。留学生は資格外活動としてアルバイトをすることになり、週 28 時間までという制限があるが、学費の支払等の理由により経済的な余裕が無い学生が多く、オーバーワークにつながることもある。また、アルバイトと学校で多忙であり、健康上の問題が発生することがあり、各学校ではアルバイトが適正に行われるように指導やサポートに力を入れている。

④ 大学・大学院に係る状況

仙台市の留学生の半数近くが東北大学への留学生であり、近年大きく増加している。国籍別に見ると、中国が半分以上を占めており、インドネシア、韓国と続く。

東北大学における留学生の支援制度としてはチューター制度等がある。研究や学習面での支援は、教員や学生とのインフォーマルな関係に頼っている場合が多い。多くの学生が来日直後の生活で、困った経験がある。また、留学生活が大学内で完結する傾向があり、地域での日本人との交流が得られにくい状況がある。

5. 日常生活をめぐる状況

外国人の地域での暮らしをめぐる課題は、個人のライフコースと日本での居住年数とともに変化する。単身で来日した場合には、当初友人もなく寂しい思いをするが、同国人、学校や職場で人間関係が形成されるにしたがい、ときに緩和され、あるいは変化する。

例えば、今回ヒアリングしたうち国際結婚で来日した人の場合には、当初は同国人との関係が唯一であったが、子どもたちが幼稚園、学校に通うようになると日本人の「ママ友」がつくられ、地域の中でも町内会行事を通して日本人住民との交流が中心となっていく、地域への社会的包摂のプロセスが深まっていったことが確認できた。

以下では、今回のヒアリングで明らかになった外国人住民の日常生活をめぐる状況について、初期適応に焦点をおき記述する。

(1) 宿舍の保証人の確保等

来日後、仙台市で生活する上で、まず問題になるのは下宿やアパートの保証人の確保である。アパート等の住居の賃貸契約をする際に保証人を確保できなかったり、また、宿舍代の前払い制度や礼金制度などの慣行を知らないと予想外の多額の支出が発生するなど生活上の困りごとが生じることになる。また、契約の手続きや契約後の管理会社等との連絡についても、日本語ができないと不便が生じる。特に、住居を自分で探す場合に経験した苦勞について多くの外国人住民が話している。一方で、留学生の場合に、留学先の大学や日本語学校等が保証人となる制度があったり、宿舍を確保したりしている場合には住居の確保が円滑に行われているようであった。

(2) 医療機関の受診や怪我・病気への対応

事故や急病の際、日本語が話せないと適切な対応が出来ないことがある。例えば、あるモンゴルからの留学生は自転車に乗っていたときに自動車にぶつけられたが、事故が起こった現場で警察を呼ばなかったため、事故の相手方から治療費の支払いを受けられなかったという。

また、医療の制度が母国と違うことで、病院の受診が難しくなることもある。ジャマイカから来た女性は、「かかりつけ医等で対応が出来ない場合に紹介状を発行してもらい、別の医療機関に行く」という日本のシステム等を知らず、病院受診が日本での一番大変なことだったと振り返る。

日本に滞在する外国人住民は、皆、健康保険に加入することが義務付けられているが、実際に医療機関を受診した際にどの程度の自己負担額が発生するか分からない外国人も多いという。ある留学生は、どこの医療機関に行けばいいか分からない、医療費がどの程度かかるか分からない等の理由から、日本で留学生が医療機関を受診することに対して躊躇する傾向があると指摘する。

医療や健康保険にかかる情報は、外国人住民が適切に医療機関を受診するために必要な情報であるため、仙台市で暮らす上でもっとも重要な情報の一つである。

(3) 日常生活のルール・マナー

日本で生活をするには、ごみの出し方、自転車の乗り方や駐輪マナー、集合住宅での生活マナー、バスの乗り方、公共施設の所在地、手続きの仕方など日常生活で必要とされる様々なルールやマナーについて情報を得る必要がある。

ごみの出し方、住宅や路上での騒音、喫煙、飲食・飲酒、自転車の乗り方等に問題があると、近隣住民との軋轢を生み出すことも少なくない。例えば、ある町内会へのヒアリングでは、外国人住民のごみの出し方について、分別しない、収集日に出さない、ベランダに放置するために悪臭の問題が出ている等の問題があり、ごみを出している外国人住民に注意してもなかなか直らないという声が聞かれた。一方、外国人住民へのヒアリングでは、ごみの出し方について、母国と日本との分別ルールや習慣が違うことから、来日当初の外国人にとっては難しいという話が聞かれた。

これに対して、日本語学校や技能実習生の受入事業所等では、(公財) 仙台観光国際協会と協力するなどして、生活オリエンテーションにより生活ルール・マナーを周知するほか、日常的に生活指導を行うスタッフを置くなど大きな努力をしている。

また、文化の違いにより困ることとして、ムスリム(イスラム教徒)の住民からは、仙台市内で公共の場にお祈りができる場所を見つけることが難しく、あまり人の通らない階段や通路、試着室等でお祈りをするなど、苦勞しているという声が多く聞かれた。一方で、ハラル食材については、近年は仙台市内でも手に入りやすくなってきたということであった。

(4) 情報の取得

外国人住民にとって、来日直後の初期適応の時期においては、同じ国籍の人びと同士の間が大きな役割を果たすことが多い。同国人を中心とする教会やエスニック・ビジネスとして開いた食堂が、同国人が集まり、情報を得たり、交換する場となっている。

また、近年、インターネットが情報取得の重要なツールとなっているという特徴がある。例えば、よりよい条件の職の情報、イベント情報、ハラル料理などの情報などをインターネットで得ることが一般的になっている。また、Facebookのようなソーシャル・メディア上での同国人のコミュニティで情報交換をしたり、交流をするほか、休日に集まって親睦を図る等の活動が行われている。

(5) 日本人との心の壁

外国人住民へのヒアリングの結果、日本人の友人を作りたいが知り合う機会が無いことから、日本人や仙台に来ている他国の外国人との交流の機会があればよいという意見が聞かれた。

こうした希望がある一方、日本人との間に心の壁を感じている外国人住民も多い。日本人は外国人に対して消極的に接する傾向があると見られており、ある留学生は、日本人の友人はいない、日本人は外国人と仲良くなるのが少ないように感じると話し、日本人と差しさわりのない会話は出来ても、本当の友人関係になることは難しいと感じているようであった。

また、日本人の外国人に対する態度が、アジア人と欧米人とでは異なると感じるアジア人もいる。

(6) 市民団体による支援活動

仙台市では、市民ボランティア団体による外国人住民への支援活動が活発に行なわれている。今回、仙台市において長年外国人のサポートを行っている3つの団体へのヒアリングを行い、こうした市民団体の活動や支援の現状についてヒアリングした。3つの団体は、それぞれ外国人への相談支援、日本語ボランティア、日本語教室の開設の活動を行っている。

仙台市では、平成元年頃から市民ボランティアによる外国人支援の活動が行われており、その時期から徐々に外国人のサポートをする組織や団体が作られ、現在も継続的に活動が行なわれている。今回のヒアリングに協力してくれた団体は主に60代前後のメンバーが中心となって活動をしている。メンバーは全員ボランティアであり、活動は無償で行なわれている。活動資金は、会員からの会費が中心であるが、(公財)仙台観光国際協会が負担金や補助金を支出している事業もある。また、支援活動の広報や活動場所の提供についても、(公財)仙台観光国際協会が協力している。

活動内容は、それぞれ生活全般の相談支援及び行政機関等への付き添い・通訳、日本語の会話練習の支援、日本語教室の開設である。支援対象者は幅広い層であるが、東北大学の留学生研究者の配偶者、国際結婚の人、短期滞在の人など、直接学校や企業に属しておらず、サポートが受けにくい人が多い。こうした様々な背景がある人の生活面のサポートをしているという点からも、市民団体の活動は仙台市の外国人住民の支援において重要な役割を果たしているといえる。

(7) まとめ

来日直後の外国人住民にとって問題となることが多いのは、住居の契約における保証人や敷金・礼金等である。これらの日本独自の慣習・制度を知らずに予想外の出費が必要となることがある。また、医療のシステムが違い、情報が不足していたことで病気や怪我の際に適切な医療を受けるまでに困った経験があるという外国人住民も多い。

外国人住民にとって、同国人のネットワークは様々な情報を得るために重要である。特に、近年ではfacebookなどのソーシャル・メディアを通じた同国人のネットワークが発達している。また、インターネットが情報取得のための重要な手段となっている。

日常生活については、ごみの出し方、自転車の乗り方、集合住宅での生活マナーなどを知らず、近隣の住民とのトラブルになることがある。こうした問題の解決のために、日本語学校や専門学校等では、生活オリエンテーションや日常的な指導を行うなど、留学生への日本の生活ルール・マナーに努めている。

多くの外国人住民が日本人との交流を望んでいる一方、日本人と友人になることの難しさを感じていることが分かった。また、日本人の外国人に対する態度が、欧米人とアジア人と異なっていると感じる人もいる。

市民による外国人支援は、特に平成元年頃から増えはじめ、長年続けられている。多くの

団体がボランティアにより運営されており、(公財) 仙台観光国際協会と協力しながら、相談支援や日本語教育など様々な分野で活動を継続しており、仙台市の外国人支援において重要な役割を果たしている。

6. 諸課題の解決に向けて

(1) 現状と課題

仙台市における外国人住民数は東日本大震災があった平成 23 年の後一時減少したが、平成 26 年以降に再び増加し、平成 29 年においては過去最高の 11,972 人（総人口の 1.13%）となっている。国籍別に見ると、中国が最多であるが、近年特に特徴的なのが、ベトナムとネパールの急増である。在留資格別に見ると、留学が最多で、特徴的なのはベトナム人・ネパール人を中心に日本語学校・専門学校への留学生が増加している点である。年齢別に見ると、留学生の主な世代である 20 代～30 代が多い。

仙台周辺での外国人の就労も増加しており、不足する労働力を留学生のアルバイトが支えている。一方で、卒業後に仙台での正社員としての就職を希望する留学生が多いが、仙台では外国人の正社員としての採用が限られており、東京や大阪等の大都市圏で就職する卒業生も多いという状況もある。

様々な属性の外国人住民や関係機関にヒアリングを実施した結果、外国人住民が生活するうえで困難を感じる原因として最も多いのが、日本語が出来ないことによるコミュニケーションの難しさであった。例えば、就労の際の同僚や上司とのコミュニケーション、行政機関等での手続き、保育所での保護者との連絡、小中学校での諸連絡など、日本語が出来ない場合、関係機関や日本人側と外国人住民双方が苦労している状況が明らかになった。

加えて、日本語でコミュニケーションが出来る場合でも、母国と日本の文化や慣習、制度の違いにより、外国人住民が十分に日本の制度などを理解することが難しいこともある。特に来日直後は、日本で生活するための様々な情報を知らないことから、外国人住民は困ることが多い。ごみの出し方など生活ルールやマナーを知らない場合には、近隣の住民との軋轢が生じてしまうことがある。また、日本人との交流を希望する外国人住民は多いが、普段の生活で日本人と接する場面が少ない留学生などは、実際に満足な交流が出来ていないという状況がある。

仙台で生活するうえで必要な様々な情報については、同国人のネットワークを通じて交換している外国人住民が多い。特に近年ではインターネットが情報取得の重要なツールになっており、facebook などのソーシャル・メディアを通じて情報を得ているケースも多い。

日本語学校や専門学校では、生活オリエンテーション等を行うなどして、生活ルールやマナーの周知や留学生の生活サポートに努めている。就労先では、外国語の表示を設置する等により外国人が働きやすい環境を整備している企業もある。また、仙台では長年にわたって市民団体により、相談支援・付添いボランティア、日本語会話ボランティア、日本語教室等の支援が（公財）仙台観光国際協会との連携のもと行われており、仙台市の外国人支援において重要な役割を果たしている。

(2) 住民や行政機関に期待されること

① 外国人住民

外国人住民には、地域の一員として、家庭や職場、その他のつながりの中で会おう人々と

積極的に交流し、相互の理解を深めていくことが期待される。交流を通して、日本語や日本の生活習慣を学び、地域の一員としての意識を持ち、生活することが求められる。また、日本語や日本社会に慣れてきた外国人住民が、新しく来日する外国人住民に対して情報提供や支援をすることも期待される。

さらに、母国の文化を周囲に伝え、発信することにより、仙台市民の異文化理解に貢献することができる。また、自分の子どもに母文化を継承することで、両国のかけ橋となって活躍できる人材育成に貢献することもできると考えられる。

② 日本人住民

外国人が暮らしやすいまちづくりのためには、ホスト側住民である日本人住民にも取り組めることがある。まずは、家の近所や職場などに外国から来た人がいたら、積極的に声を掛け、挨拶するなどして、異文化で暮らす緊張を軽減する手助けをすることができる。外国語ができなくても、簡単な日本語やジェスチャーで話しかけることでも伝わる情報は多い。地域のことなど情報を欲しがっている場合には、それを教える、または調べる方法や相談窓口を紹介することもできると考えられる。

これから地域がますますグローバル化していく中で、外国人住民の母国や文化について興味を持ち、異文化理解を普段の心がけとすることも期待される。

③ 行政・国際化協会

(i) 行政

日本語でのコミュニケーションが難しい場合に困難を感じる人が多いという現状から、行政には、区役所をはじめとする施設の窓口に来た外国人にとってわかりやすい表示を工夫すること、職員研修を通して外国語またはやさしい日本語で対応するなどの体制を整えることが求められる。必要な書類については外国語翻訳またはやさしい日本語版を作成し、各組織間で共有するなど、外国人住民が制度について理解できるような環境整備をすることも必要である。また、外国人支援の拠点施設である仙台国際センター交流コーナーの利活用について、外国人住民に周知し、適切な支援につなげることも必要である。外国人の利用が多い窓口には通訳や翻訳の支援を行い、十分な説明と聞き取りができるようにすることも急務である。

(ii) 国際化協会

国際化協会に求められる役割としては、外国人住民が地域で安心安全に暮らせるように、行政、関係機関、市民ボランティア等と協力して支援をすることである。また、外国人住民が求めている情報を収集・整理し、日本独特の制度や習慣については外国人住民の視点に立った説明を加えて提供することも必要である。そのためには、外国人住民の語学力やネットワークを積極的に活用すること、キーパーソンを発掘して支援の裾野を広げていくこと、次の協働につなげることが大切である。外国人住民に向けた事業を数多く実施している国際化協会として、様々な要因によって変化する外国人住民の状況やニーズを把握し、行政や関係機関に伝え、自らの相談支援や事業に取り組んでいくことも重要な役割である。

外国人が暮らしやすいまちづくりの推進にかかる
ヒアリングについて
(詳細版)

平成 30 年度

仙台市文化観光局交流企画課
〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1
電話 022-214-1252 (直通)